

国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7 学支労気付 TEL&FAX 03-3269-6096
http://shougakukin.sakura.ne.jp mail; kyuuhu@shougakukin.sakura.ne.jp

無償教育国際条約批准10年 政府は実現の計画つくれ！
岸田政権「出世払い」「大学ファンド」学生も大学も借金づけ！
●高等教育における学ぶ権利の保障を！会が文科省に要請(4/20)
●憲法26条を活かして無償教育の実現をパネルディスカッション
署名提出院内集会 6月3日(金)15時～17時 衆院第一議員会館第6会議室

奨学金の会は4月20日、高等教育における学ぶ権利の保障を求める要請行動を行いました。全国労働組合総連合、全日本教職員組合、全国大学院生協議会、日本学生支援機構労働組合などが参加しました。

三輪定宣奨学金の会会長（千葉大学名誉教授）が要請文を手渡し、無償教育の国際条約（国際人権A規約13条）を全項批准して10年目になることから、その具体的な計画を示すことをもとめるとともに、岸田政権がすすめている新しい学生ローン（出世払い）や、大学を金儲けの場にする「大学ファンド」の中止を求めました。



要請書を手渡す三輪定宣奨学金の会会長

2022年4月20日

文部科学大臣 末松 信介 殿

高等教育における学ぶ権利の保障を求める要請書

国民のための奨学金制度の拡充をめざし
無償教育をすすめる会（奨学金の会）
会長 三輪定宣（千葉大学名誉教授）

2012年9月、日本政府は国際人権A規約第13条2項（b）（c）の「留保」を撤回し、「すべての教育段階において無償教育を実現する」という国際条約に「拘束」されました。ところが10年目となる今日まで、政府は無償化のロードマップを示さず、教育への公財政支出は、経済協力開発機構（OECD）加盟国のうち対GDP比平均（2018年）4.1%に対し、日本は2.8%と最低水準のままです。新型コロナウイルスの感染拡大が3年目を迎える中で、学生の生活や進学への影響がより深刻になっています。3月1日、文科省は2021年4～12月にコロナ理由で中退・休学した学生について、前年度同期に比べ中退者が1.4倍、休学者が1.3倍になったと公表しました。

文科省は「学生等の学びを継続するための緊急給付金（2021年度補正予算にて措置、2022年3月末までの事業）」を2021年12月20日より学生への10万円給付を実施していますが、支援対象が非常に限定

されているうえに、一時的な給付であるために困窮する学生全体の学習権を保障する制度になっていません。コロナによる学生の困窮の特徴は、感染収束の時期が見通せないまま、個人の活動が制約されることで、自助努力での将来設計が困難な状況が続いていることです。2020年度私立大学初年度納付金（授業料、入学料、施設設備費の合計）の平均額は、対前年度比1.2%増の135万6223円と過去最高額になりました。学費の高騰が続き、オンライン授業による学生負担が増えるなかで、憲法第26条に基づく学生の学ぶ権利を保障するためには、学費と生活費の負担を抜本的に軽減する施策が必要です。

ところが、岸田首相は自ら座長をつとめる教育未来創造会議の主要議題に「出世払い」方式の新たな奨学金制度の創設を掲げました。「在学中の負担軽減」を強調していますが、その本質がローン（貸与）である以上、無償教育実現に逆行する政策になっています。また「稼ぐ大学」を支援する10兆円の大学ファンドも、「若手研究者育成」を掲げながら、利益の出ない研究が困難になるなど、大学自体を変質させる危険が指摘されています。私たちは、コロナ禍が続く今こそ、教育を受ける権利としての無償教育をすすめるべきだと考え、下記の点を緊急に実施することを要請します。

無償教育を実現する計画を示せ！

要請行動の概要を報告します。

1、無償教育の実現について

公教育拡充の国際基準である国際人権規約13条及び社会権規約委員会が2013年5月17日に示した「総括所見」に基づき、政府としてすべての教育段階の無償教育を実現する具体的計画をつくり、立法化すること。



文科省に要請主旨を説明する三輪会長 2022/4/20

文部科学省（以下「文」）；これまで高校無償化の支給対象を拡大し、高等教育においては2020年より大学等修学支援制度を実施するなど、教育の機会均等の実現をすすめてきている。

政府は条約批准国の責任を果たせ

奨学金の会（以下「会」）；高校無償化を私学まで進めたというが、対象は授業料のみで入学金や制服代、教材費など実際には負担がある。

「総括所見」は政府がどのように無償教育を実現するか計画を示すことを求めている。中等・高等教育の進める国際人権規約13条2項（b）（c）の批准から10年たつが、いつ計画を示すのか。

文；現状では回答できない。

2、学生に対する学習権保障について

大学等修学支援法を無償教育実現の立場から根本的に見直すこと。その際に大学院生への給付や、成績・家計条件を緩和することで給付奨学金・授業料減免の対象者を大幅に拡充すること。消費税の増税分に限定されている財源条項を撤廃すること。

文；大学院生については対象の年齢が20歳以上の成人であり、22歳人口の大学院への推定進学率が5.5%にとどまることから、非進学者との公平性の観点から支援対象にしていない。

給付奨学金支給で大学院進学を保障せよ！

会；政府は若手研究者育成を掲げながら、研究生活を保障しない。学部と院で貸与奨学金を受け

れば1000万円の借金を背負うことになる。研究を続けたくても経済的な負担から断念した結果が5.5%の進学率となっている。大学等修学支援制度を抜本的に見直すべきだ。

文；大学等修学支援制度はそもそも少子化対策として始まった制度であり、制度の見直しに当たってはこの2年間の政策効果について検証が必要とされている。

政策効果の検証より、今困窮している学生を救え

会；制度を開始した2020年から新型コロナウイルス感染による行動制限が始まり、未曾有の進学困難状況が生まれた。2021年4～12月に新型コロナウイルス感染拡大を理由に大学を中退・休学した学生について、前年度同期に比べ中退者が1.4倍、休学者が1.3倍になったと文科省が公表するなど、教育を受ける権利への侵害が続いている。学生支援策にたいする政策効果の検証は10年～20年後に行うべきであり、いま困難を抱えている学生や院生を先に救うべきだ。消費税財源については見直すのか。

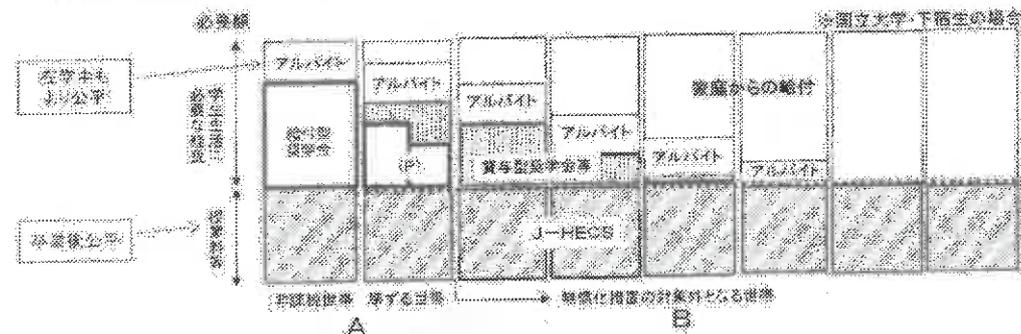
文；消費税増税分を財源としていることについては、担当省ではないので回答できない。

3、「出世払い」制度について

教育未来創造会議が「新たな時代に対応する学びの支援」として掲げる「大学卒業後の所得に応じた『出世払い』」制度は、2018年に自民党の教育再生本部が提言した「J-HECS」と理解されるが、同提言では「高等教育無償化の全体像の望ましいあり方」として「授業料減免

「出世払い」制度は無償化に逆行する

図1 高等教育無償化の全体像の望ましい在り方(授業料減免をJ-HECSに全て置き換える場合)



○非課税の無償化対象世帯は卒業後の負担ありアルバイトあり ※ 課税対象外世帯は卒業後奨学金返済(在学中アルバイト)
 ○非課税世帯の支援が手厚いため、無償化措置の対象外となる中間所得世帯との間で不公平を軽減する
 ○授業料はJ-HECSにより在学中無償とし、生活費も一部アルバイトにより賄うことで、高学で働く要との公平性の問題が緩和

授業料
減免なく
すな!



2018年5月17日 自由民主党教育再生実行本部第十次提言「卒業後拠出金制度(主市県)」の基本設計についてより

をJ-HECSに全て置き換える」例(図1)が提示されている。低所得者層の授業料負担を卒業後に付け替える新たな学生ローンを創設することは、無償教育に逆行している。5月中に文科相がとりまとめる予定の制度設計を含めた提言には、「平均年収水準のいき値の設定」「返還期間20年の上限設定による残債務の償却」など、返還困難者の救済制度を設けること。

文；教育未来創造会議において、現行の奨学金制度の見直しも含めて検討されることになった。本省で様々な検討が行われているが、具体的には決まっていない。

出世払い=これ以上、学生に借金をさせるな!

会；J-HECSは岸田首相が自民党の政調会長時代、首相に提言したが財務省等からの批判で実現しなかった制度だ。現行の貸与制奨学金に加え、新たな学生ローンをつくるのが本当に新しい時代の学生支援といえるのか。大学はかえって授業料を上げやすくなり、無償化に逆行する制度になることは明らかだ。

文；意見として受け止める。

は、借入当初の20年間は金利(3%+財投金利+物価上昇率)のみの返済だが、20年後からは元金(8兆8889億円、単年度で4445億円)の返済が始まる。運用比率で9%以上になることが予想されるなどリスクが非常に大きく、財務省財政投融资分科会(2021年12月23日)においても、各委員から「大学関係者に対し、大学ファンドの運用益が出ない限りは、大学助成はないことを周知徹底すべき」「大学の3%成長が大学ファンドからの支援要件となれば、成長自体が目的化し、本来の政策目的である研究力をあげることに支障が出るのではないか」等の疑問が続出している。国立大学の研究資金については運営費交付金を拡充すべきであり、「大学ファンド」の運用を中止すること。

文；文科省としては国立大学の運営については単年度ごとの交付金を基礎として行っている。大学ファンドは、世界に伍する研究環境や若手研

4、大学ファンドについて

10兆円もの資金運用を国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が行い、その運用益の活用により、「大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行う」大学ファンド(図2)

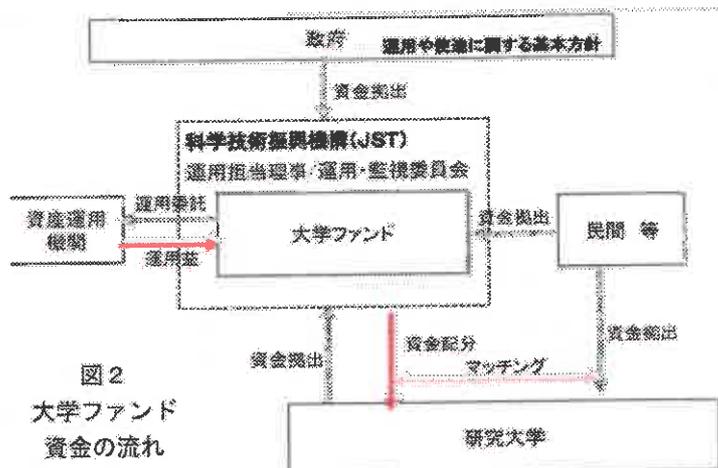


図2 大学ファンド資金の流れ

究者育成という長期的な政策について、財政投融资を活用した追加的な支援だと理解している。

学問・研究を支える資金に“ファンド”使うな!

会；国立大学の運営費交付金は減り続けている。

いまでさえ「役に立つ」「儲かる」学問・研究以外は予算が厳しいが、その傾向が加速される。大学が民間から資金を調達できなければ、学費を上げざるを得なくなる。大学も学生も借金漬けにするような政策はやめるべきだ。

憲法26条を活かして、無償教育を実現しよう

4月23日、東京1区市民連合が「憲法26条」めぐりフォーラム開催

憲法を変えないと教育無償化はできないの？

4月23日、新宿区内で東京1区市民連合が主催する「憲法フォーラムpart1【憲法を変えないと教育無償化はできないの？】パネルディスカッション」が開催され、会場とオンラインで65名が参加しました。

集会は東京1区市民連合の大西広事務局長（慶應大学名誉教授）の司会により、晴山一穂共同代表（専修大学名誉教授）の主催者挨拶ではじまり、立憲民主・日本共産党・社会民主党の挨拶の後でパネルディスカッションが行われました。進行役は三雲崇正弁護士（三雲崇正法律事務所）。パネラーは片木翔一郎弁護士（城北法律事務所）、岡村稔（奨学金の会事務局次長）、小島雅史（全国大学院生協議会議長）から報告されました。

「教育」を口実にした改憲の抱き合わせ販売

片木氏は「自民党改憲案の3項は「無償化」とは一言も書かず、努力義務のみで具体的な内容もない。わざわざ追記する必要のないものを入れる

自民党の日本国憲法26条改正案「教育の充実」

第1、2項は現行のまま

（第3項を新設）国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由にかかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。



理由は、『改憲』についてイメージの良い教育を『抱き合わせ販売』するものだ」と報告。

無償教育の実現は憲法26条の精神

岡村氏は「岸田政権は教育無償化に逆行する新たな学生ローンをつくらうとしている。憲法26条2

	就学率・進学率の推移 (%)	
	1950年	2020年
幼稚園等	8.9	57.1
高校	42.5	98.7
大学・短大	10.1	58.5
(高等教育機関)		86.7

項には「義務教育は無償」と明記され、義務教育の範囲は立法措置で延長できるので、憲法を変える必要はない。高校進学率は99%、高等教育機関の進学率も87%で無償化すべきだ。」と報告。

学位は金で買うもんなんですわ

小島氏は「コロナ禍における大学院生の研究・生活の現在」を報告し、同期入学の院生が「学位は金で買うもんなんですわ」という言葉を残して今年院生をやめた。こうした院生・学生を出し続けてよいのかと訴えました。

請願署名宣伝行動

5月14日(土)14時~15時

新宿駅東南口

署名提出院内集会

6月3日(金)15時~17時

衆議院第一議員会館第6会議室